明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六〇）　二
○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二六一）　四
○国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（二六二）　四

〔告　示〕
○銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定に関する件（金融庁八八）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二七〇）　五
○水底線路の保護区域の指定を解除する件（同二七一）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一六）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同一七）　五
○日本国に帰化を許可する件（法務二一〇）　五
○稲作分野における機械化サービス向上計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三二）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業一〇五）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁三二、三三）　六

〔人事異動〕
国家公安委員会　法務省　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
官庁事項
内閣感染症危機管理統括庁組織規則（内閣官房）　七
内閣感染症危機管理統括庁に感染症危機管理統括審議官を置く規則（同）　七
内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）　七
内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）　七
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七
法　務
公証人任免（法務省）　七
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　八

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二六〇号）（内閣官房）

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第一四号）の施行期日は、令和五年九月一日とすることとした。

◇**新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第二六一号）（内閣官房）

一　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正

1　新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の二で定める措置（特定新型インフルエンザ等対策）は、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

㈠　法の規定により実施する措置

㈡　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施する措置のうち同法第一二条第一項並びに同条第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により実施する措置等の所要の措置

2　法第二六条の二第二項並びに法第二六条の五、第二六条の六第一項及び第二六条の七（これらの規定を法第三八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定新型インフルエンザ等対策に係る代行等に係る手続について、所要の規定を設けることとした。（第四条の二～第四条の五関係）